

## 第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木に関する事項

栃木市景観計画

個性豊かで魅力的な景観形成を進めるためには、地域の景観資源を活かしたまちづくりが重要です。特に、地域のシンボルのような市民に親しまれている建造物や樹木は、愛着の持てる景観づくりに大きな役割を果たすものです。

これらの建造物や樹木のうち、良好な景観形成に対して特に重要なもので、積極的な保全・活用が必要なものについては、景観重要建造物及び景観重要樹木として指定することで、外観の変更等を制限するとともに、保全・活用のための支援を検討します。

国宝や重要文化財等の文化財保護法により指定されたものには適用しませんが、比較的新しい建造物や学術上の価値を有していない樹木でも、地域で親しまれ、愛されているものが指定対象となります。

### 【建造物の保存制度】

名称〈根拠法〉		制 度 概 要
本計画の対象制度	景観重要建造物 〈景観法〉	景観計画区域内の良好な景観の形成に重要であって、次の基準に該当するものを、計画に定めた指定方針に即し、景観行政団体（地方公共団体）の長が指定 ○地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なもの ○道路その他の公共の場所から公衆により容易に望見されるもの
	国宝・重要文化財 〈文化財保護法〉	重要文化財：次のいずれかに該当し、かつ、各時代又は類型の典型となるものを、文部科学大臣が指定 ○意匠的に優秀なもの ○技術的に優秀なもの ○歴史的価値の高いもの ○学術的価値の高いもの ○流派的又は地方的特色において顕著なもの 国宝：重要文化財のうち極めて優秀で、かつ、文化史的意義の特に深いものを、文部科学大臣が指定
	登録有形文化財 〈文化財保護法〉	原則として建設後 50 年を経過しており、次のいずれかに該当するものを、文部科学大臣が登録 ○国土の歴史的景観に寄与しているもの ○造形の規範となっているもの ○再現することが容易でないもの
他法令による制度	重要伝統的建造物群保存地区 〈文化財保護法〉	市町村が定めた伝統的建造物群保存地区を形成している区域のうち、次のいずれかに該当する、我が国にとって特に価値の高いものを、市町村の申出に基づき、文部科学大臣が選定 ○伝統的建造物群が全体として意匠的に優秀なもの ○伝統的建造物群及び地割がよく旧態を保持しているもの ○伝統的建造物群及びその周囲の環境が地域的特色を顕著に示しているもの 伝統的建造物群保存地区は、伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境の保存を図る地区として、都市計画区域においては、地域地区の一つとして都市計画に定める。

## 1) 景観重要建造物に関する事項

### ①景観重要建造物の指定の方針

景観法第8条第2項第3号に規定する景観法第19条第1項の景観重要建造物の指定の方針について定めます。

景観重要建造物の指定は、この指定の方針に基づき、所定の手続きを経て、市長が行うものとします。

指定方針1：市内の建造物で、歴史的な価値のあるもの、地域で親しまれているもの、優れたデザインのもの等、地域の景観にとって重要な要素となっているものは、地域の財産として活かすため指定します。

指定方針2：比較的新しい建造物でも、地域で親しまれ、愛されているものであれば、指定対象とします(国宝や重要文化財等の文化財保護法により指定されたものには適用しません。)

指定方針3：景観重要建造物に指定されると、現状変更が制限されることから、所有者の意向を聴きながら指定します。

### ②景観重要建造物の指定の基準

指定に当たっては、次の基準を満たすこととします。

指定基準1：道路その他の公共の場所から容易に見ることができるもの

指定基準2：所有者及び管理者の合意が得られたもの

指定基準3：次のいずれかの視点により栃木市の景観を特徴づけるもの

- 景観計画に基づく本市の景観形成に大きく寄与する建造物
- 外観が歴史的な様式を継承していたり、文化的に重要な役割を担う建造物
- 地域住民に親しまれる等、地域の景観形成に取り組む上で重要な建造物
- 周辺景観の核として、良好な町並みの雰囲気醸し出している建造物



【蔵の街美術館】



【栃木高校講堂】



【旧栃木町役場庁舎】

## 2) 景観重要樹木に関する事項

### ①景観重要樹木の指定の方針

景観法第8条第2項第3号に規定する景観法第28条第1項の景観重要樹木の指定の方針について定めます。

景観重要樹木の指定は、この指定の方針に基づき、所定の手続きを経て、市長が行うものとしします。

指定方針1：市内の樹木で、地域の風景の一部として住民に親しまれているもの、樹容が景観上特に優れているもの等、地域の景観にとって重要な要素となっているものは、地域の財産として保全し、後世に伝えていくため指定します。

指定方針2：学術上の価値を有していない樹木でも、地域で親しまれ、愛されているものであれば、指定対象とします。

指定方針3：景観重要樹木に指定されると、現状変更が制限されることから、所有者の意向を聴きながら指定します。

### ②景観重要樹木の指定の基準

指定に当たっては、次の基準を満たすこととします。

指定基準1：道路その他の公共の場所から容易に見ることができるもの

指定基準2：所有者及び管理者の合意が得られたもの

指定基準3：次のいずれかの視点により栃木市の景観を特徴づけるもの

○地域の景観形成の上で重要な樹木

○地域の目印やシンボルとして地域住民に親しまれている樹木

○樹容（樹木の外観の姿）が景観上の特徴を有する樹木

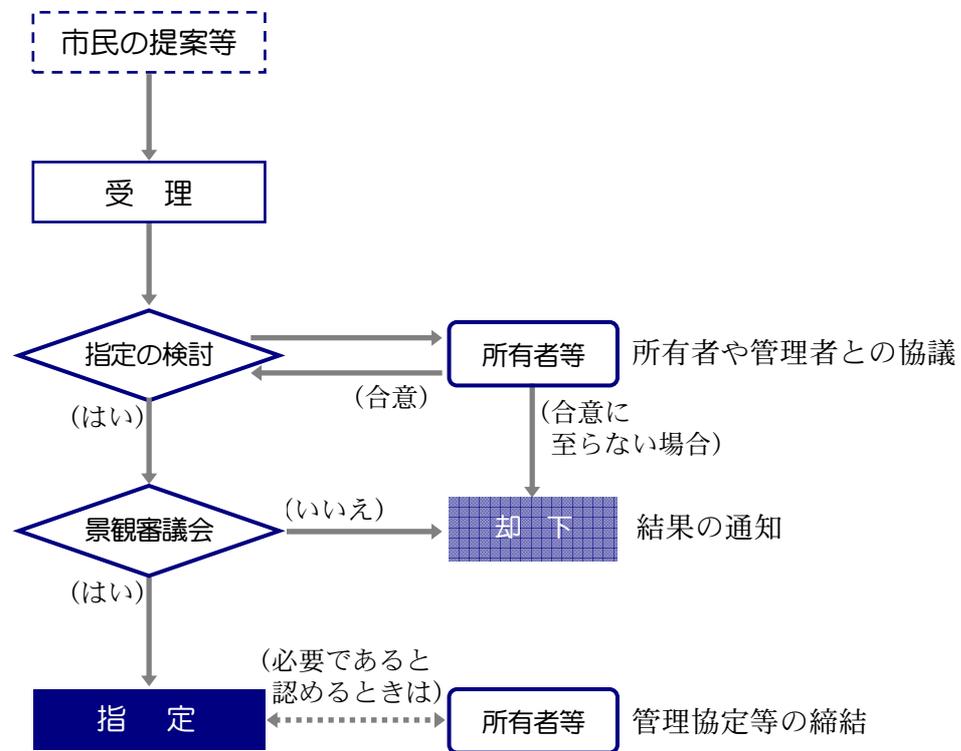


【家中小のナンキンハゼ】



【つがの里桜】

## 【指定の手続き】



- 市民の意見等を踏まえて、栃木市が指定を検討します。
- 指定の検討の際、所有者の意向を確認します。
- 指定の際には、景観審議会の意見を聴くこととします。
- 所有者（又は管理者）との十分な協議のもとに、保全・管理・活用等に係る事項を定めることとします。

## 1) 屋外広告物の表示・掲出に関する事項

本市は、栃木県屋外広告物条例により、良好な景観の形成、風致の維持及び公衆に対する危害の防止を目的に、屋外広告物の設置、管理等について規制誘導してきました。

今後は、景観形成重点地区において屋外広告物の現況調査等を実施して掲出状況の把握に努め、地区の実情に即した本市独自の条例を検討し、適切な屋外広告物の規制誘導を図っていきます。

### 【屋外広告物のルール】

良好な景観の形成及び公衆への危害を防止することを目的として、主に次の場合、屋外広告物を表示することを禁止している。

#### 禁止地域

屋外広告物を表示してはいけない場所（高速道路、県立自然公園、伝統的建造物群保存地区等）

#### 禁止物件

屋外広告物を表示してはいけない物件（橋、トンネル、高架構造物、街路樹、信号機、消火栓、郵便ポスト、送電塔、景観重要建造物等）

#### 禁止広告物

表示してはいけない屋外広告物（著しく塗料等の剥離したもの、著しく破損したもの、倒壊・落下のおそれのあるもの、道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの）

### 【屋外広告物とは】

次の①～④のすべての要件を満たすもの

- ①常時又は一定の期間継続して表示されるもの
- ②屋外で表示されるもの
- ③公衆に表示されるもの
- ④看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの

#### 《屋外広告物の例》

広告板、広告塔、壁面広告物、壁面突出広告物、はり紙、はり札、立看板、置看板、のぼり旗、広告幕、アーチ、アーケード添加広告物、電柱・街灯柱等を利用する広告物、車両に表示される広告物、アドバルーン、サインポール

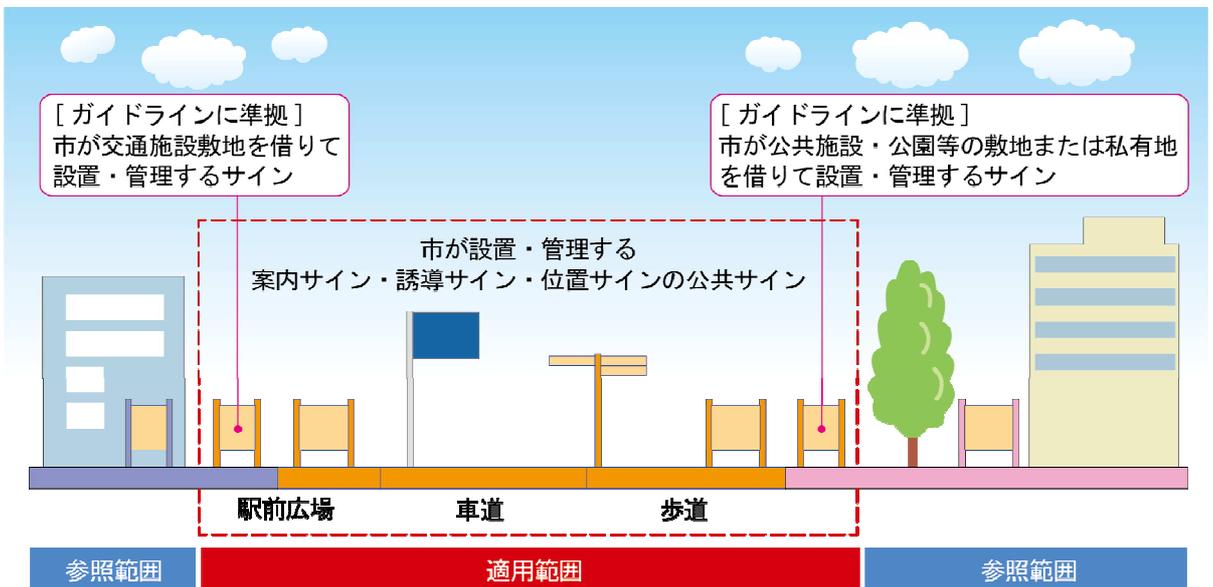
#### 《屋外広告物ではないものの例》

- 駅構内、球技場内等で、その構内に入る特定の者のみを対象とするもの
- 電話ボックスの内側に表示されるもの
- 街頭演説で配られるチラシ等一時的で、かつ、設置者の直接的な管理下にあるもの
- 単に光を発するもの（照明、サーチライト、文字のない単一色の板への照射）
- 音響広告

## 【公共サインの基本理念と基本方針】

<b>基本理念</b> 必要な情報をシンプルな表現で提供するサイン	<b>【基本方針1】</b> だれでもわかりやすいサイン	高齢者や障がい者、子ども、外国人などだれでもわかりやすいサインとするために、ユニバーサルデザインの観点から設置位置の高さ（車いすに対応）や文字の大きさに配慮し、ピクトグラム、英語等を併記して、より多くの利用者に理解できるようなサインとします。
	<b>【基本方針2】</b> 景観に配慮したサイン	サイン本体の形状・寸法や材質等を統一して、景観や地域の特徴に合わせて、サイン本体や文字の色等に変化をつけます。記載内容は、表示内容や英語表記、距離表記、矢印を統一します。
	<b>【基本方針3】</b> ネットワーク化されたサイン	鉄道駅（駅前広場）、道の駅及び市役所等の主要な施設や主要な交差点にサインを設置して、歩行者や運転者に目的の施設に誘導するための情報を提供します。
	<b>【基本方針4】</b> 観光や防災の情報を提供するサイン	案内サインでは、主要な施設や経路を表現するとともに、観光施設や観光案内所、レクリエーション施設等の観光情報や避難場所等の防災情報を公共サインに表現して市民や来訪者に情報提供します。誘導サインや位置サインでは、目的の施設に誘導するほかに、直近の避難場所の情報を提供します。 また、市が作成する観光マップ等の手持ち地図を、案内サインの地図情報と可能な範囲で同一のものとし、QRコード（二次元コード）による案内や誘導情報の提供を検討します。
	<b>【基本方針5】</b> 適切に維持管理されたサイン	公共サインの管理台帳等により適切に維持管理を行い、表示内容の更新や変更、施設の補修が必要な場合は迅速に対応するなど、安全で信頼できる情報を提供します。

## 【公共サインの適用範囲イメージ】



## 2) 景観重要公共施設の整備に関する事項

地域の景観形成において特に重要な役割を果たす道路、河川、都市公園等の公共施設は、必要に応じて景観重要公共施設として位置付け、「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」を個別に定めます。

### 【例：歴史的町並みが形成されている地区内の道路を整備する場合】

■景観形成方針：《歴史的町並みと一体となった風格のある道路空間の創出》

■道路の舗装の基準：

歴史的町並みに配慮した素材・色彩とする。

■車止めの基準：

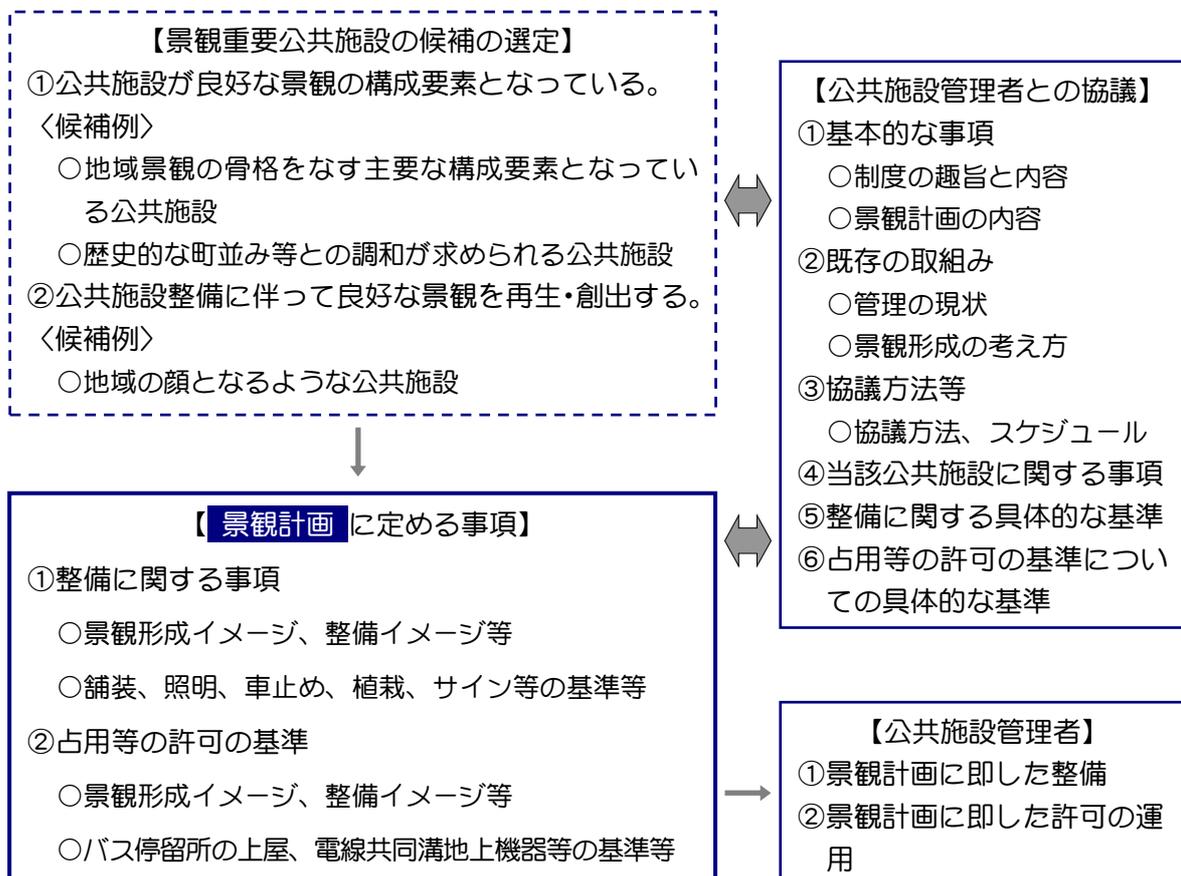
歴史的町並みに配慮した自然素材のものとする。

■電線共同溝の基準：

歴史的町並みと調和した色彩とし、木等の自然素材で囲う等、景観に配慮する。



### 【景観重要公共施設の位置付けと運用の流れ】



## 1) 推進体制の確立

### ①景観審議会の設置

本市の景観に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議する機関として、栃木市景観条例に基づく景観審議会を設置します。

景観審議会は、市民、学識経験者、市内関係団体の代表、関係行政機関の職員等により構成し、次の事項を審議するものとします。

#### 【景観審議会における審議事項】

- 景観計画の変更に係る事項
- 景観形成重点地区の指定に関する事項
- 景観重要建造物、景観重要樹木の指定に関する事項
- 景観重要公共施設の選定に関する事項
- 表彰者の選考に関する事項
- その他本市の景観施策に関する事項

### ②景観協議会の設置

本計画に基づく景観形成をより効果的に推進するために、様々な立場の関係者が協議する機関として、景観法に基づく景観協議会の設置を必要に応じて検討します。景観協議会においては、特に景観形成重点地区における景観形成、景観重要公共施設の整備や管理に関して協議します。

なお、景観協議会は、次の構成員を想定します。

#### 【景観協議会の構成員】

- 栃木市、栃木県
- 商工業、農業、観光等の関係事業団体
- 景観重要公共施設の管理者
- 公益事業者
- 景観整備機構
- 景観づくり市民団体、まちづくり関係 NPO 等

### ③景観整備機構の指定

景観整備機構は、民間団体や市民による自発的な景観の保全・整備の一層の推進を図る観点から、景観形成に資する一般社団・財団法人又は特定非営利活動法人を、その法人からの申請により、景観計画に基づく良好な景観形成を担う主体として市長が指定します。

景観整備機構は、市民との協力のもと、景観形成に資する事業を実施することとします。

## 2) 景観計画の充実と景観まちづくりの推進

### ①景観形成重点地区の指定

「景観形成重点地区の指定の方針」に基づき景観まちづくりを積極的に進める地区は、地域住民等と協議を重ねて、地域の将来像等について共有した上で、景観審議会の審議を経て指定します。

#### 【当面の候補地】

- 地域住民等による景観に関連するまちづくりが行われている太平山南山麓地区
- ラムサール条約湿地登録がされた渡良瀬遊水地周辺地区

### ②各種ガイドラインの作成

景観計画で示す景観形成基準は、良好な景観形成のための最低限のルールであり、これを補完してより良い景観を目指すため、形態や色彩を検討する際の指針となるような具体的でわかりやすいガイドラインを作成し、継続的に景観まちづくりを推進します。

### ③他法令や制度との連携

景観形成の実現のために、景観法・景観条例に基づく制度や施策の活用だけでなく、屋外広告物法や都市緑地法等の他法令や制度とも連携しながら、効果的に景観まちづくりを推進します。

#### 【まちづくりの連携例】

- 重要伝統的建造物群保存地区において、歴史的な町並み景観を活かしながら地区の活性化を図るため、「嘉右衛門町伝建地区まちづくり計画」等の各種計画や諸制度と連携しながら、計画的・継続的に景観まちづくりを推進します。
- 地区計画等の市街地整備に関する計画や施策と連携しながら、市街地における良好な景観形成を推進します。
- 優れた景観を活用しながら観光による振興を図るため、「観光基本計画」等の計画と連携しながら、地域の活性化に資する継続的な景観形成を推進します。
- 自然景観、田園景観等の保全を目指す「環境基本計画」や「農業振興地域整備計画」「森林整備計画」等と連携しながら、優れた景観の保全・創出を推進します。

### ④景観まちづくり独自の財源の検討

景観まちづくりを継続的に推進していくため、とちぎ景観まちづくりファンドやふるさと納税制度等、独自の財源について検討します。

### 3) 市民等による景観まちづくりの推進

#### ①景観まちづくりの提案制度の活用

##### 【景観計画の変更等に係る提案】

- 提案できる者：一定の要件を満たした土地の区域における所有者やまちづくり NPO 等
- 提案できる事項：景観計画の区域、良好な景観の形成のための行為の制限等に関すること

##### 【景観重要建造物又は景観重要樹木の指定に係る提案】

- 提案できる者：建造物又は樹木の所有者、市長の指定を受けた景観整備機構
- 提案できる事項：景観重要建造物又は景観重要樹木の指定

#### ②管理協定の活用検討

管理協定は、地域の景観形成にとって重要な建造物や樹木（景観重要建造物及び景観重要樹木）の管理を目的とした協定で、市又は景観整備機構がその所有者と、管理の方法等に関して取り決めるものです。

景観重要建造物及び景観重要樹木を指定する際には、良好な景観が維持されるよう、管理協定を活用します。

#### ③景観まちづくり市民団体等の認定

景観まちづくりを行う市民団体等について、次の条件を満たす団体については市長が認定し、その活動に対する技術的支援や助成等を検討します。

##### 【認定の条件】

- 景観形成方針に適合した活動を行う団体であること。
- 区域内の住民の多数が参加する（又は認知されている）団体であること。
- 景観形成に有効な活動を行う団体であること。
- 目的、区域、活動内容、構成員等からなる規約をもつ団体であること。

#### ④景観協定制度の啓発・普及

景観協定は、景観計画区域内の一団の土地について、土地所有者等の全員の合意により、良好な景観形成のためのルールを取り決める住民主体の制度であることから、積極的な啓発・普及を図ります。

また、住民による景観まちづくりの推進を図るため、必ずしも全員合意を条件としない、本市独自の“景観まちづくり協定”の制度化について検討します。

#### ⑤景観形成重点地区における修景補助

景観形成重点地区においては、重点的に良好な景観形成を図るため、景観形成基準に基づく建築物の修景等に対する支援を行います。

##### 【(仮称) 栃木地域歴史的町並み景観形成重点地区における修景補助】

- 「栃木市歴史的町並み景観形成要綱」に基づき修景補助が行われてきましたが、これを拡充させて、更なる良好な歴史的町並みの景観形成を促進します。

## 4) 景観に関する意識啓発の推進

#### ①景観学習の推進、景観出前講座の実施

景観まちづくりに関心を示す地域や団体、小中学校等の学校教育、生涯学習と連携して、具体的な景観まちづくり活動への展開を促進するため、景観学習に対する支援を行うとともに、景観出前講座を充実させます。

#### ②景観に関する講演会やイベント等の開催

景観に関する講演会・イベント等の開催や、市民等が主体のイベントへの支援等により、市民の景観に対する意識の啓発を図るとともに、本市の優れた景観を広くPRします。

##### 【イベント等の例】

- 全国町並みゼミや小江戸サミット等のコンベンション
- 蔵の街かど映画祭等のイベント
- 景観に関する講演会やシンポジウム（歴史的町並み、太平山、渡良瀬遊水地等）
- まち歩きや景観に関するイベントの開催（景観と触れ合い再認識する、PRする。）

#### ③景観賞等の実施

本市の優れた景観の形成に寄与していると認められる建築物等を表彰する“栃木市景観賞”等を実施することにより、市民の景観に対する意識の高揚を図ります。表彰等に際しては、景観審議会の意見を聴くこととします。

##### 【景観賞等の例】

- 栃木市景観賞（建築物、工作物、町並み、生垣等で優れた景観のものを表彰）
- 栃木市の風景コンテスト・百選（風景を題材とした写真、絵画、俳句等）